

都道府県協会・ブロック協会・各種連盟
専務理事(理事長) 各位

公益財団法人日本バスケットボール協会
専務理事/事務総長 田中 道博
スポーツ医科学委員会 委員長 内山 英司
[公印省略]

世界アンチ・ドーピング規定 2018 年禁止表情報

いつも厳正なるアンチ・ドーピング活動ならびにドーピング検査にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

世界アンチ・ドーピング規定における 2018 年禁止表の日本語版が公開されました。この禁止表は 2018 年 1 月 1 日から適用されます。

以下に要点を記載いたしますが、詳細は以下をご参照ください。

<http://www.playtruejapan.org/wp/wp-content/uploads/2017/12/2018-Prohibited-List-Japanese.pdf>

また、日本体育協会ホームページには「使用可能薬リスト 2018 年版」が公開されています。そちらもご参照ください。

<http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/supoken/doc/2018anti-doping.pdf>

(1) 禁止表について

まず、初めに禁止表の概要を簡単に説明します。

ドーピング禁止物質や方法には種類があり、禁止物質は S0-S9、禁止方法は M1-M3 に分類されています。(その他、アルコールなど特定競技のみ禁止されているものがあります(P1-P2)が、ここでは割愛します。)

S0-S5、M1-3 は「常に禁止」されている物質、あるいは方法です。

S6-S9 は「競技会(時)のみ禁止」されている物質です。

「常に禁止」

- S0 無承認物質
- S1 蛋白同化薬(筋力増強)
- S2 ペプチドホルモン、成長因子、関連物質及び模倣物質
(筋力増強・酸素運搬能増強など)
- S3 ベータ 2 作用薬(交感神経興奮、筋力増強)
- S4 ホルモン調節薬及び代謝調節薬(筋力増強作用など)
- S5 利尿薬及び隠蔽薬(ドーピング物質の隠蔽)

M1 血液および血液成分の操作(輸血など酸素運搬能増強)

M2 化学的および物理的操作(点滴など)

M3 遺伝子ドーピング

「競技会(時)のみ禁止」

- S6 興奮薬
- S7 麻薬
- S8 カンナビノイド(大麻など)
- S9 糖質コルチコイド

(経口使用、静脈内使用、筋肉内使用、経直腸使用は禁止)

(2) 2018 年の変更の要約

「常に禁止」される物質と方法(競技会(時)および競技会外)

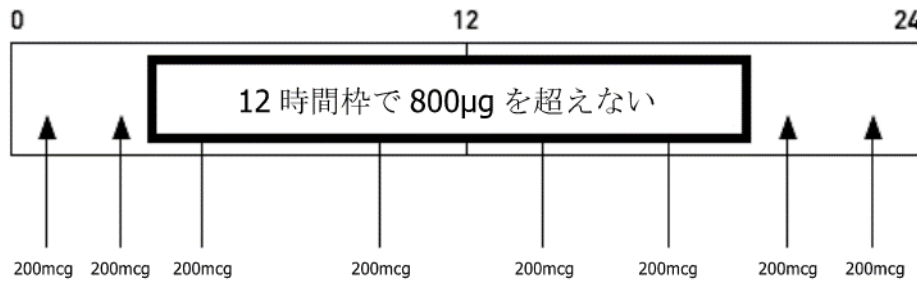
S1. 蛋白同化薬 本文参照

S3. ベータ 2 作用薬

サルブタモールのいかなる 12 時間枠においてもサルブタモール投与量が 800 μ g を超えないことを明確にするために投与パラメーターを修正した(下図参照)。

吸入サルブタモール - 24 時間で最大 1600 μ g
12 時間枠で 800 μ g を超えない投与量

吸入サルブタモール - 24 時間で最大 1600 μ g
12 時間枠で 800 μ g を超えない投与量



ツロブテロールを例として追加した。(一般的に処方される喘息に対する貼付剤であり、元々禁止されている。昨年はヒゲナミンが例として追加された。)

S4. ホルモン調節薬および代謝調節薬 本文参照

S5. 利尿薬および隠蔽薬

グリセロールを禁止表から除外した。

M2. 化学的および物理的操作

M2.2 に関しては、静脈内投与の許容量とタイミングは、6 時間あたり 50mL を超える点滴から 12 時間あたり計 100mL を超える点滴へ変更した。禁止物質ではない治療薬を安全に投与するために柔軟性をもたせた。

実臨床を反映して、“医療機関の受診過程”は“入院”へ変更し(訳し)、“臨床的検査”は“臨床検査”へと明確にした。

(これは「病床を持たない診療所での点滴を制限する」ものと思われる。)

本文より

「静脈内注入および/または静脈注射で、12 時間あたり計 100mL を超える場合は 禁止される。但し、入院、外科手術、または臨床検査のそれぞれの過程において 正当に受ける場合は除く。」

Intravenous infusion and/or injections of more than a total of 100ml per 12 hours period except for those legitimately received in the course of hospital treatments, surgical procedures or clinical diagnostic investigations.

M3. 遺伝子ドーピング 本文参照

「競技会(時)に禁止」される物質と方法

S6. 興奮薬

1,3-ジメチルフブチルアミンを例として追加した。この物質はいくつかの栄養補助食品で検出されている。

S8. カンナビノイド 本文参照

S9. 糖質コルチコイド

よく使用される糖質コルチコイドの例をより明瞭にするため追加した。

2018 年監視プログラム

以下の物質が 2018 年監視プログラムに掲載される。

1. 興奮薬:競技会(時)のみ:

ブプロピオン、カフェイン、ニコチン、フェニレフリン、フェニルプロパノールアミン、ピプラドロール、シネフリン

2. 麻薬:競技会(時)のみ:

コデイン、ヒドロコドン、トラマドール

3. 糖質コルチコイド:

競技会(時)(経口使用、静脈内使用、筋肉内使用または経直腸使用以外の投与経路)
競技会外(すべての投与経路)

4. 2-エチルスルファニル-1H-ベンゾイミダゾール(ベミチル):

競技会(時)および競技会外

5. ベータ 2 作用薬:

競技会(時)および競技会外:ベータ 2 作用薬同士の組合せ

(3) 未成年の選手の扱いについて

20 歳未満の選手からドーピング検査に対する親権者からの同意書を取っていたが、この年齢が国際的現状に合わせ 18 歳未満に変更された。これにより 18 歳、19 歳の選手から同意書を取る必要がなくなった。

以上